

佐賀県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年二月一日から平成二十三年二月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 多久牛津線	小城市小池町池上字西川二七 一六番六地先から 小城市小池町池上字西川二九 八〇番一地先まで	小城市小池町池上字西川二七 一六番六地先から 小城市小池町池上字西川二九 八〇番一地先まで
	前	後
	幅員 メートル	延長 メートル
	二六・三 九・五	二四・三 一〇・三
	三三八・七	三三八・一